

 県 章	沖縄県公報	定期発行日 毎週火・金曜日 (当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。)
--	-------	--

目 次

告 示

- 沖縄空手会館の利用料金及び観覧料の承認（空手振興課） 1
- 歳入の徴収の事務の委託（港湾課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5

告 示

沖縄県告示第298号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）第15条第3項及び第21条第3項において準用する第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄空手会館の利用料金及び観覧料を承認した。
 平成29年 5 月23日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 莉 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄空手会館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市字小禄1831番地1
- 3 利用料金及び観覧料の適用年月日 平成29年 3 月 4 日
- 4 利用料金の額
 - (1) 施設利用料金
 - ア 道場施設

区分				利用料金の額				
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）	
道場	専用 利用	空手道・古武道の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	7,440円	7,440円	14,880円	2,040円
				一般・学生	9,080円	9,080円	18,160円	2,490円
				高齢者	7,440円	7,440円	14,880円	2,040円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額				
		その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	12,350円	12,350円	24,700円	3,390円
				営利を目的とする場合	51,150円	51,150円	102,300円	14,060円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10					

				0を乗じて得た額を加算した額	
		備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。			
共用利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券(11枚) 900円	
	一般・学生	1人1回につき	160円	回数券(11枚) 1,600円	
	高齢者	1人1回につき	90円	回数券(11枚) 900円	
鍛錬室	専用利用	1時間につき 410円			
	共用利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券(11枚) 900円
		一般・学生	1人1回につき	160円	回数券(11枚) 1,600円
		高齢者	1人1回につき	90円	回数券(11枚) 900円
研修室	専用利用	1室1時間につき 430円			
	共用利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券(11枚) 900円
		一般・学生	1人1回につき	160円	回数券(11枚) 1,600円
		高齢者	1人1回につき	90円	回数券(11枚) 900円
控室	1室1時間につき 90円				
会議室	1時間につき 180円				
シャワー ルーム	1回につき 100円				

イ その他施設

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
専用利用	屋外鍛錬場	1,690円	1,690円	3,380円	470円
	特別道場前庭	810円	810円	1,620円	230円
特別道場	空手道・古武道の催物に利用する場合	1日につき 32,400円			
	その他の催物に利用する場合	1日につき 48,600円			

(2) 附属設備利用料金

ア 附属設備(冷房設備を除く。)の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	320円
	花台	1台	110円
	司会台	1台	110円
音響器具	スピーカー	1式	1,080円

	コンデンサーマイク	1本	540円
	ワイヤレスマイク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円
	ダイナミックマイク	1本	110円
	ビデオテープレコーダー	1台	320円
	DVDプレーヤー	1台	540円
	CD、MDプレーヤー	各1台	320円
照明器具	ボーダーライト	1列	320円
	サスペンションライト	1列	540円
	ライトバトン	1式	540円
	センターライトバトン	1式	1,280円
その他	液晶プロジェクター	1台	540円
	オーバーヘッドカメラ	1台	540円
	スクリーン	1台	110円
	空手マット	1式	1,080円
	電光得点表示器	1式	540円
	空手武具	1式1日につき	50円
	展示用パネル	1台	50円
	長机	1台	50円
	椅子	1脚	10円

備考 附属設備利用料金の額（空手武具の利用料金の額を除く。）は、4時間ごとの額とする。

イ 冷房設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
道場	1時間につき	2,700円
鍛錬室	1時間につき	320円
研修室	1室1時間につき	320円
控室	1室1時間につき	110円
会議室	1時間につき	110円

備考

- 「時間外」とは、9時前又は17時後に施設を利用する場合をいう。
- 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい、「一般・学生」とは、それら以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

(3) 撮影者利用料金

区分	利用料金の額（1日につき）
業として写真を撮影する場合	430円
業として映画を撮影する場合	9,740円

5 観覧料の額

区分	利用料金の額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
小学生及び中学生	100円	80円
高校生及び大学生	210円	170円
一般	310円	250円

備考

- 1 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 2 「高校生及び大学生」とは、高等学校の生徒及び大学の学生その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、「小学生及び中学生」及び「高校生及び大学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合をいう。
- 5 小学校就学の始期に達するまでの者からは観覧料を徴収しない。

沖縄県告示第299号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成29年5月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 宜野湾港マリーナの使用料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体
 - (2) 所在地 那覇市泊3丁目1番18号
- 3 委託期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年6月9日まで縦覧に供する。

平成29年5月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年5月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人T o i T o i
- 3 代表者の氏名 比嘉珠美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市諸見里一丁目11番20号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ児童やその家族を対象として生活支援を行い、発達障

害及びその関連領域の福祉と教育の向上に努めると同時に、地域の子どもたちの居場所をつくること等によって、障害の有無にかかわらずに、子どもたちの健全育成に取り組み、社会の利益増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 5月23日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 5月29日 沖縄県指令土第769号、平成27年 1月 5日 沖縄県指令土第 2号（変更）、平成28年 7月11日 沖縄県指令土第565号（変更）、平成28年12月 5日 沖縄県指令土第892号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市仲西三丁目244番ほか5筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 沖縄県知事 翁長雄志
- 5 検査済証番号 平成29年 5月12日 第4370号
- 6 工事完了年月日 平成29年 4月 6日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--